

## 船舶インシデント調査報告書

令和2年5月27日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	令和元年6月25日 09時36分ごろ
発生場所	滋賀県高島市安曇川町東方沖（琵琶湖北西部） 佃四等三角点から真方位098° 2,900m付近 （概位 北緯35° 19.0′ 東経136° 05.6′）
インシデントの概要	水上オートバイFREEDOMは、航行中、機関が停止して運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和元年7月8日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	水上オートバイ FREEDOM、0.1トン 230-47294愛知、個人所有 ガソリン機関、出力103.90kW、回転数毎分10,000
乗組員等に関する情報	船長、特殊
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風力 2、視界 良好 水象：湖上 平穏
インシデントの経過	本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者1人を乗せて航行中、機関が停止した。 船長は、座席のシートを外して中を見たところ、機関から白煙が上がっており、エンジンオイルが漏れ出していたので、直ちに110番通報して救助を要請した。 本船は、来援した警察の警備艇にえい航されて出航地に戻り、その後、廃船処理された。
分析	本船は、エンジンオイルが漏れ出して不足し、機関がオーバーヒートしたことから、機関が停止し、運航不能となったものと推定される。 本船は、廃船処理されたことから、エンジンオイルが漏れ出して不足した理由については明らかにすることができなかった。
原因	本インシデントは、本船が、航行中、エンジンオイルが漏れ出して不足し、機関がオーバーヒートしたため、機関が停止したことにより発生したものと推定される。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・発航前には、エンジンオイルの量、漏油の有無等の点検を確実に実施すること。

